



総務省

放送法施行規則の一部を改正する 省令案等の概要

令和7年5月
総務省

省令案の概要

○ 放送法施行規則の一部を改正する省令案

（1）配信用設備等の技術基準

放送番組の同時・見逃し配信の必須業務化に伴い、配信用設備等の技術基準を規定

（2）配信用設備等の業務管理体制、報告等

配信用設備等の業務管理体制、報告等（配信用設備等を用いるために講じる措置、配信用設備等の概要の届出、配信の停止等や重大な事故の報告など）を規定

○ 必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案

放送番組の同時・見逃し配信の必須業務化に伴い、配信の品質に関する技術基準を定めるもの